

○南相馬市移住支援金交付要綱

令和元年9月19日

告示第166号

(趣旨)

第1条 市は、福島県ふくしま創生総合戦略及び南相馬市第三次総合計画に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行う福島県移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。）以外の地域をいう。以下同じ。）から南相馬市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において南相馬市移住支援事業に係る支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付額)

第2条 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象要件)

第3条 支援金の対象となる者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）とする。

(1) 移住等に関する要件については、次の全てに該当すること。

ア 移住元については、次の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、次のいずれかに該当すること。

a 東京23区に住民票の住所及び生活実態を有していたこと。

b 東京圏に住民票の住所及び生活実態を有し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(イ) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、次のいずれかに該当すること。

a 東京23区に住民票の住所及び生活実態を有していたこと。

b 東京圏に住民票の住所及び生活実態を有し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(ウ) 東京圏に住民票の住所及び生活実態を有しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、前（ア）又は（イ）の規定にかかわらず、通学期間の修業年限（高等専門学校は2年）を上限として本

事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先については、次の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に南相馬市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 南相馬市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他、次の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む全世帯員）は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市町村が認める場合を除く。

(エ) その他市長が移住支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業については、次のいずれかに該当すること。

ア 一般の就業については、次の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 就業先が、福島県が公開する求人情報掲載用ウェブサイト（以下「マッチングサイト」という。）、又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人情報であり、申請者が当該求人情報に応募して採用されたものであること。

(ウ) 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、当該法人が、県内で物品の売買やサービスの提供、住民の雇用等、地域経済の発展や地域活性化等に寄与する行為を行う場合は、この限りでない。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者の場合はこれを除く。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人情報が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 福島県が地方創生推進交付金（デジタル田園都市国家構想）を活用して実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した専門人材については、次の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワーク実施者については、次の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
 - ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 関係人口については、市や地域の人々と関わりを有する者のうち、市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次の全てに該当すること。
- ア 本事業における関係人口の対象範囲において、次の要件のいずれかに該当すること。
 - (ア) 福島県、市又は市の関係団体が主催した移住関連イベントに参加した者
 - (イ) 市の南相馬市サポーター制度に登録している者
 - (ウ) 市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者
 - (エ) 多拠点で生活しており、市を拠点の一つとしている者
 - (オ) 親族が本市に居住している者
 - (カ) 本市にふるさと納税をしたことがある者
 - イ 就業において、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 福島県内の企業に就業し、かつ、次の要件の全てに該当すること。
 - a 週20時間以上の無期雇用契約であること。
 - b 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (イ) 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
 - (ウ) 福島県内で就農していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。
- (5) 起業については、福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 世帯については、次の全てに該当すること。
- ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で同一世帯に属していたこと。
 - イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に

属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に南相馬市に転入したこと。

エ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 申請者は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 移住支援金交付対象者登録の届出

就業者（前条第1号及び第2号並びに2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては、マッチングサイトに掲載された求人の法人等に就業した日からおおむね3か月以内に、テレワーク実施者（前条第1号及び第3号、2人以上の世帯にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）及び関係人口（前条第1号及び第4号、2人以上の世帯にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては、転入日からおおむね3か月以内に、起業者（前条第1号及び第5号並びに2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては、福島県の起業支援金の交付決定後速やかに南相馬市移住支援金交付対象者登録届出書（様式第1号）を提出すること。

(2) 移住支援金交付申請

申請者は、就業者にあっては、移住支援金の対象法人（以下「対象法人等」という。）に就業した者であって、かつ、南相馬市への転入後1年以内に、テレワーク実施者及び関係人口にあっては、南相馬市への転入後1年以内に、起業者にあっては、福島県の起業支援金の交付決定日から1年以内であって、かつ、南相馬市への転入後1年以内に、南相馬市移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号から第5号のいずれかを満たすとともに、2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号の要件に該当することを証する次の書類を添えて、市長に提出すること。

ア 交付申請時に必要となる書類

(ア) 身分証明書（提示により本人確認ができる書類）

(イ) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

(ウ) 移住支援金の振込先の預金通帳、又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）を確認できるものに限る。）

イ 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者

(ア) 東京23区で勤務していた企業等の退職証明書（移住元での在勤地、在勤期間

及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(イ) 離職票等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

ウ 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合は、履歴事項全部証明書、開業届の写し等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)

エ 東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者

(ア) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

(イ) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

オ 前条第2号及び同条第4号における就業の場合は、就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第3号の1又は様式第3号の4)

カ テレワークの場合の申請者のみ必要となる書類

(ア) 所属先企業等の就業証明書(様式第3号の2)(様式第3号の3)

(イ) 個人事業主を対象とする場合は次に掲げる書類

a 業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)

b 開業届の写し又は確定申告書の写し

c 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)

キ 関係人口の対象範囲に該当する場合は、南相馬市関係人口申出書(様式第4号)

ク 関係人口の起業等の場合は、開業届等、福島県内で起業したことが確認できる書類

ケ 関係人口の就農の場合は、就農したことが確認できる書類

コ 起業者の場合は、福島県の起業支援金の交付決定通知書

サ 世帯向けの金額を申請する場合は、移住元の住民票の除票の写し

(交付決定の通知)

第5条 市長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、前条第2号の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに南相馬市移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第5号)(以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、南相馬市移住支援金交付申請却下通知書(様式第6号)により、申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者は、当該交付決定後に事情変更が生じた場合には、南相馬市移住支援金交付申請取下届(様式第7号)により、交付申請を取り下げることができる。

(支援金の交付)

第7条 移住支援金の交付は、第5条第1項の規定により移住支援金の交付決定を受けた者からの南相馬市移住支援金交付請求書(様式第8号)の提出による請求に基づき行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、南相馬市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、南相馬市移住支援金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(申請者の報告)

第9条 申請者は、第4条第2号の交付申請をした後、又は第5条第1項の交付決定の通知があった後であっても、次条に規定するいずれかの事由に該当する場合は、速やかに申し出るものとし、市長の請求があった場合は、移住支援金の返還をしなければならない。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、第5条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該各号に定める割合の返還を、南相馬市移住支援金返還請求書(様式第9号)により期限を定めて請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した南相馬市から転出した場合

ウ 第3条第2号(就業に関する要件)に定める要件を満たす者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 福島県の起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した南相馬市から転出した場合

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支援金の交付決定がなされた支援金の交付については、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (令和2年3月25日告示第73号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の南相馬市移住支援金交付要綱の規定は、令和元年12月20日以降に転入した者から適用し、令和元年12月19日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月26日告示第95号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月17日告示第124号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月28日告示第107号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日告示第62号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年5月22日告示第117号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年8月28日告示第149号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年5月29日告示第151号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市移住支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。